

議案第59号

二宮町職員の再任用に関する条例の一部を別紙のように改正する。

平成27年12月4日提出

二宮町長 村田 邦子

〔提案理由〕

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、本条例に必要な改正をするために提案する。

二宮町職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例

二宮町職員の再任用に関する条例（平成13年二宮町条例第2号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）附則第18条の2第1項第1号」を「厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）附則第7条の3第1項第4号」に、「附則第4条」を「附則第4項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

二宮町職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(特定警察職員等への適用期日)</p> <p>2 <u>厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)附則第7条の3第1項第4号</u>に規定する特定警察職員等(附則第4項において「特定警察職員等」という。)である者については、平成19年4月1日から、改正法による改正後の法第28条の4から第28条の6まで及びこの条例第2条から第4条までの規定を適用する。</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(特定警察職員等への適用期日)</p> <p>2 <u>地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)附則第18条の2第1項第1号</u>に規定する特定警察職員等(附則第4条において「特定警察職員等」という。)である者については、平成19年4月1日から、改正法による改正後の法第28条の4から第28条の6まで及びこの条例第2条から第4条までの規定を適用する。</p> <p>3・4 (略)</p>